

ヤップのタビナウを考える

Thinking TABINAW in Yap

徳 永 賢 治

1 はじめに

ヤップ人にとって、土地は、生活のなかで重要な役割をもっている。誰がどのような土地を保有しているか（保有主体）、誰がどのように土地を利用しているか（利用形態）、土地は誰から誰に移転（売買、相続、贈与等）するか、これら土地に関する諸問題は、ヤップ社会の親族構造と深い関係をもっている。なぜなら、ヤップの一定の社会関係が、そこで生活する人々の財産関係と財産権を規制し、この規制された財産権のなかから、ヤップの人々の土地に関する権利関係が出てくるからである。

ヤップにおいては、土地保有の基礎となるのは、個人ではなく、親族集団である。この親族集団が土地をどのように獲得、保有、処分するか、その方式と制度が、ヤップの土地法の内容を構成している。須藤健一（須藤 161－162頁）によれば、ヤップの土地は一つの拡大父系家族若しくは父系的出自集団の保有下にあるが、その集団の女性成員も部分的に土地を相続する権利をもつ。しかし、マウト（タロイモくぼ地）、ミライ（ヤムイモ畑）、ダイ（礁湖の漁場）、エク（魚垣）などの、自家で生産し自家で消費する食糧供給地は、土地登記簿に記載されていない。登記簿中に使われている土地を表わす一般的なヤップ語のビナウ（binaw）は、これらの区画を登記簿上「土地」と見做していないのである¹⁾。

1) Mahoney, p. 251

ヤップにおいては、土地の保有単位・相続単位を表わす言葉はタビナウ（tabinaw）であり、これはその下に分類される個々の土地（バン・エビナウ、ban ebinaw）とは区別されている。タビナウというヤップ語は、地所、屋敷、土地保有の単位、父系的出自集団、家系などの意味を併せもつた多義的な言葉である²⁾。

本稿の目的は、この多義的な「タビナウ」は、ヤップ外の人にとって、どうして多義的なのか、を考えることにある。そのために、まず土地の保有と利用がどう違うのかを確認し、土地保有の形式を決める諸要因について考察する（2）。次いで、土地保有権に対する親族集団による慣習的規制が、土地の保有権と所有権の差異を生み出していることを指摘する（3）。そしてタビナウと呼ばれる土地の売買と相続による移転には、近代市民法には見られない慣習法上の制限が課せられていることを解明する（4）。おわりに、「タビナウ」が土地保有の単位であると同時に親族集団をも意味する一つの理由が、ヤップの人々の土地哲学にあることを述べる（5）。

2 土地の保有と利用

土地の利用は、実際に人が土地を直接耕作、植栽、放牧、建築等のために使うことであるに対し、土地の保有は必ずしも常にその土地を実際に使うことを意味するわけではない。土地の保有は、人間が自然環境を一つの資源として利用するその仕方を統制する一つの社会制度である。土地保有権をもつ者は、土地の用益機能だけではなく、一定の制限の下に、地代や賃貸料に変化した土地の担保機能を利用することができる。

土地保有の形式と機能を決める要因は、数多くある（Crocombe, pp. 2 – 5）。例えば、人間に備わったなわばり行動や性衝動などの社会生物学的要因、地球上の位置、地形、気候、土壤・真水の有無などの自然環境等の

2) 須藤（161頁）によれば、「タビナウ」は、主屋の土台となる六角形の石積みの基壇（ダイフ、dayif）に由来する言葉である。タビナウは、一つまたは複数のダイフから成り、このダイフにはタビナウ名がついているらしい。

地理学的要因、草木や動物などの繁殖力の要因、居住者のもつ技術、電気・ガソリンなどの供給施設、官僚組織等の技術的要因、住民の歴史、信仰、政治、法律などの文化的要因、住民の年齢（高齢・若年化）、分布と密度（過疎化・過密化）等の人口統計的要因などがある。

これら諸要因の複雑な組み合わせが、特定の社会の土地保有の形式・機能に影響を与えると考えられる。人間が他の人間と群れる傾向をもちながらも、人ととの間に間隔を置く傾向を併わせもつことから、人が人に対して一定の行動をとるよう要求する人間社会の階層構造が生まれることも考えられよう。人間と動物に共通するなればり行動から、他者を排斥する行動、また他者を支配・服従の上下関係若しくは相互関係に置く行動が生まれる場合もある³⁾。えさをつつく順番の決まっている動物、えさを獲り運搬し子供を生み育てる労働の分業が見られる昆虫社会があるように、人間にも、資源や利益に接近する方法、入手した資源や利益を変形し移転する順序・方法が決められている社会がある。

権力の上・下関係、借りたものの返却、権威の配分等が明確に決められている社会の場合、成員は過去の行動に照らして同様な行動をとることが期待される。もしこの相互性⁴⁾やバランスの期待や予測を破る者がいると、彼（女）に対して、一定の直接的若しくは間接的制裁⁵⁾（不都合）が加えられることが多い。社会的に承認された制裁を一定の手続に従って加えることのできる人の地位・資格を権利と言い、加えられる人の地位・資格を義務と呼ぶかどうかは別として、ヤップ社会にも、一方に相手に対し一定の行為（作為・不行為）を要求することのできる地位・資格をもつ酋長、公機関、タビナウ長、相続人等の人々が、他方にそれらを要求される地位・資格をもつタビナウ成員、住民等の人々がいることは確かである。

3) ザックは、社会生物学的原因が、人間社会に対して、直接機械的に作用して法ができるのではないこと、法ができるには文化の複雑な作用があることを述べている（Sack, 1988）。

4) ザックは相互性（reciprocity）を相關的権利や報復（タリオの法）と翻訳する場合、メラネシア法を誤解しかねないと注意を呼びかけている（Sack, p. 96）

5) ザックは、メラネシアにおいては、法と法的強制を同一視することが誤まりであることを述べている（Sack, p. 97）

3 土地保有権と土地所有権

土地所有権と言うと、人が土地そのものを所有するかのような印象を与えるが、実際に人が所有するのは、土地ではなくて、土地についての一定の権利である。土地とその土地の一定の区画に対する権利が、人の一定の地位に帰属せしめられるのである。酋長、タビナウ長、州政府等が、この権利を保有する。土地に対する諸権利がどのように配分されるかは、従つて、権利保有者間の社会関係によって決められることになる。

土地に関する権利を取得する原因には、戦争、無主物先占、人の死亡（相続）、婚姻、養子等の場合、また片務契約（贈与）や双務契約（売買、リース、抵当）等の場合がある。資本主義社会における土地売買の場合、土地の価格や移転される土地の権利の種類は、当事者間の契約締結に先立つて、予め決められている。

ヤップの慣習法上の土地の売買（クワイ、cuway）の場合、土地の価格（これは石貨によって評価される）や移転される土地の権利は、近代市民法とは異なる扱いを受ける。なぜなら、彼が契約の結果として売り手からどんな権利を取得するのかは、買い手の、親族集団における地位に影響されるからである。その地位は、男性か女性か、大人か子供か等の性別と年齢により区別され、さらにその地位は出自（descent）と居住地（residence）により変わってくる。彼（女）が生まれ成長し同化した集団内部における地位により、彼（女）は、出自集団の第一次的成員権を認められる。他方、第一次的成員であった人が婚姻等により転出すると、その人はその集団内では第二次的成員と呼ばれ、土地に関する権利が制限されることになる。近代法のように、市民誰もが、土地に対する財産権を平等にもつ訳ではないのである。

考えてみれば、蜜蜂や蟻が、被相続人の第一次的成員（子供、兄弟）であることを理由に、他の成員に対して土地保有の相続権を主張することはない。どうして人間が家族（family）を形成し、しかも家族の範囲を登記簿（戸籍、住民票等）に記載するのか、これは不思議なことである。しか

し、近代西欧私法における土地所有者は、自由、平等独立な人格をもつ「市民」として自分の土地を自由に使用、収益、処分する排他的権利（私的所有権）を認められている。それ故に不動産業が発達する。だがこのような権利は、ヤップの伝統的土地位にはない。土地の保有者は、原則として、自己の男系直系子孫に、土地を譲渡することが許されているのである。共通の出自による土地保有権を取得する人は、生きている間その権利を行使することができ、彼は相続によって、その権利を再譲渡することができる。

スペイン人が都市コロニアをヤップに建設する前に、ヤップには自給自足地があり、人々は衣食住に必要なものを海と陸から採ってくる生活をしていた。ドイツ、日本、アメリカが制定法（secondary order）を作る前に、またヤップ人がミクロネシア連邦憲法を制定するより前に、ヤップには慣習法（primary order）が自生していた。土地に関する慣習が制定法として整備されると、それ以降、制定法に拘束される人と土地との関係は、慣習法に拘束される人と土地との関係から区別されることになる。区分された土地に関する権利の配分、移転、履行を条件づける法的基準（external systems としての移植国家法）と慣習的基準（internal systems としての土着法）が何であり、両者はどのように関係するのか、を理解するためには、この権利が組織される社会・政治構造を理解することが不可欠である。

4 土地の売買と相続による移転

日本民法の第555条的な理解によれば、「売買」とは、当事者の一方が或る財産権を相手方に移転することを約束し、相手方がその代金を支払うことと約束することによって、その法的効力が生じる。土地（不動産）の売買において、売主の財産権は、特約や特別法の定めのない限り、すべて買主に移転することになる。

ところが、ヤップには、このような土地の売買（正確には売ること：cuway）はない。なぜならヤップではタビナウ購入者は、クワイにより、自分自身と自分の子孫に対するこの土地の永久の使用権のみならず、売主

(元の保有者)に対する責務(ザーン, zaan)を受領するからである。ヤップにおける伝統的な土地のクワイは、買主が売主と「親類になる」こと(一種の家族擬制)に近い。買主は、クワイにより、特定のタビナウの上に居住することになる結果、売主タビナウは、買主タビナウに援助を、このタビナウの産物である食糧や土地耕作労働の形で、期待する権利をもつ(換言すれば、買主は、売主にザーンという責務を負うことになる。)。日本では、地主が自分の土地を買主に売れば、買主はその後、その土地の産物を売主にあげたり土地の宗教的儀式を行なう責務(ザーン)をもつことはない。しかし、ヤップでは、買主タビナウは、クワイの結果、売主タビナウに、食糧や財の配分、労働奉仕、祖靈の祭祀を行なうという形での援助を期待されるのである。

買主側が、この責務(ザーン)を無視すると、クワイは無効となり、当該タビナウは元のタビナウに返される。例えば、ダリペビナウ村のある事例では、ある人が石貨二枚で土地一区画を売ったが、売主は、二年後、石貨を買主に返すことなく、買主をタビナウから追放したことがあった。このとき売主は非難されたが、その理由は、売主に買主をタビナウから追放する権利があるかどうかではなく、むしろ、買主の側にザーンを無視したと言える充分な証拠があったことを売主側が立証したかどうかであった⁶⁾。

かつて日本人やサイパンから来たチャモロ人は、ヤップ人の保有者から土地をクワイしたが、彼らはザーンを果たそうとしなかった。そこで、第二次大戦後、日本人やチャモロ人が証書なくして保有していた土地の大半は、タビナウに自動的に復帰した⁷⁾。

1958年頃、マホニーは、いつから、どのようにして、土地のクワイが生

6) Mahoney, pp. 266-7

7) 日本統治時代(1914~1945)の1933年、南洋庁は、島民が有効な土地利用をしない場合、その土地を日本人に使わせる(初めのうち、日本人は一度に10年間の土地利用しか認められなかった)という土地政策に基づき、島民有地を測量し、土地台帳を作成した。アメリカ人がアメリカ・インディアンの土地を先占したように、当時の日本人は、ヤップの島民が利用していない過剰の土地には「先占の法理」が適用されると考えたのである。こうして取得した新しい土地は、ガギル管区のダチャとルル管区のディナイにあって、南拓が開拓した。畑を耕作したのは、ヤップ人やチャモロ人であった。

じたのかを、タビナウ長に質問したところ、クワイは、スペイン人が来るより前に、ヤップ島で広く行なわれていた取引であったかどうか確実な証拠は残っていないとの返事を得た。そして49人のタビナウ長のうち、7人だけが土地をクワイしたことがあり、その区画数は全部で14であったこと、また他の11人のタビナウ長は、合計13の区画を買ったことがあることを報告したらしい⁸⁾。

タビナウの所有権をもたないタビナウ長は、自分の個人的意思に基づき、排他的に土地の使用、処分を決めるのではない。それは、タビナウ成員の声を聞いて始めて、可能となるのである。原則として、タビナウは、父から長男へ男系リネジに沿って、相続により移転される。それは、男女平等の均分相続なのではない。但し、父に男子相続人がいない場合、兄弟が互いに敵対している場合、娘による親への顕著な献身がある場合、父のタビナウと父の配偶者の財産は、父の次の兄弟若しくは長男に、まとめて相続されることがある⁹⁾。

5 おわりに

ミクロネシア連邦憲法第5条第二節は、人権に反するとして〔国民から〕異議申立てがあった場合、ミクロネシアの伝統の保護が、このような〔人権保障に反する〕政府の行為を正当化する避け難い社会目的と見做されねばならないことを規定している。これは、同憲法第2条の「この憲法は、人民主権の表現であり、ミクロネシア連邦の最高法規である。この憲法に抵触する政府の行為は、抵触する範囲において無効とする」という規定¹⁰⁾と両立しない。ミクロネシア連邦では、憲法が優先するのか、伝統の

8) Mahoney, p.268

9) マホニーによれば、ヤップには幾つかの親族集団に同時に属する「共有地（common land）」はないとのことである（Mahoney, p. 257）。これは日本の入会地（総有）、割地慣行とどのような異同があるのか、土地制度と村落共同体との関係については、今後の研究課題のうちの一つである。

10) 矢崎、74頁、71頁参照。

保護が優先するのか¹¹⁾。タビナウのクワイにおいて、売主が買主にザーンの履行を要求するのは、買主の財産権（人権）を侵害することになるのだろうか。また、男系出自集団によるタビナウ相続は、法の下の男女平等権に反する無効な相続になるのだろうか（沖縄のトートーメー相続慣行と比較すると分かり易い）。

近代西欧国内法は、若干の例外を除き、国家制定法が、憲法を頂点とするピラミッド構造をなしており、このような法が社会を支配すべきであることを法思考の前提としている（「慣習の支配」ではなくて、「法の支配」）。裁判官は、人間としてではなく、認定された事実に条文を適用する機械であり、弁護士は法機械（law machine）の歯車であるかのように考えられている。大学の法学教育も、このような法のイメージに従って、法実証主義的な法学を構築しようとしている。しかし、法は文化の加工品である。文化が異なれば法も変わらざるを得ないはずである。にも拘らず、欧米人や日本人がアジアの異文化に対しても、西欧と同一の「法」概念をあてはめようとするのは、その法が普遍的法概念（universal concept of law）であるはずだとの独断に起因する偏見と言わざるを得ない。

太平洋に浮かぶヤップ島の人々にとって、タビナウは、生活のあらゆる場面に関係している。地上のすべての命を、生み、育て、支えてくれるのは大地である。自分を生み育ててくれた祖先が埋められ、その祖先が創造してくれたタビナウを耕して生活するヤップの人々（祖先の文化を継承するヤップ人）にとって、祖先の人達（骨となった彼（女）の血と汗と涙）が土と化し、情緒的に自己の身体と同化したヤップのタビナウは、神聖な土地である¹²⁾。タビナウは、ヤップ人の心を生き生きと写したものであり、

11) ミクロネシア連邦憲法第9条第二節（p）は、議会が「地方の慣習および伝統を充分考慮して、主たる犯罪を定め、刑罰を規定すること」を定めている。これは、西欧人からみると、慣習刑法の禁止という近代刑法の大原則、罪刑法定主義に反する規定となろう。しかし、ヤップ人からみると、むしろ西欧刑「法」の方が、不当にヤップ人に対し彼らの刑「法」概念を押しつけようとしていることになるかもしれない。（矢崎、77頁）。

12) 身体の文化的イメージが親族関係にどのように反映されているかを、フィジーの生命観に基づき、交叉イトコ婚を例として、「親族関係のヤム芋モデル」を用いて研究した河合利光氏の論文は興味深い。そこでは、身体のイメージが土地にも投影されており、「…

そこには祖靈が住んでいる。

思えば、ヤップ人が、生まれ、立って歩くこと、自然を敬うこと、そして宇宙全体とタビナウとの関係を学んだのも、すべてタビナウの上であつた。彼らにとって、土地は、恵みを与え、人を嵐から保護し、心を慰めてくれる母である。移り行く世界にあって、タビナウは、季節がめぐるたびに変化しながら、しかも変わらぬ姿でそこにずっとある。タビナウの上で、ヤップとヤップ人の物語（history）が語られ、タビナウのなかでそれが聞かれ、伝えられ、記録されていく（ハワイのAloha Ainaも類似の観念と言える）。

ヤップ人にとって、土地（タビナウ）は、市場における商品として、すべて投機や売買の対象となったり、抵当に入れられるのではない。水、空気、太陽の光が商品でないよう、土（大地、白い砂浜）、水（透明な碧い海）、火（太陽の光）、空気（汚染されていない青い空）は、生命にとって、本来分割できない一まとまりの元素である。生物は、同じ大地から生まれ成長するという意味で、互いに共通な魂（氣、spirit）をもつ兄弟と言える。欧米人、日本人が来る前に、ヤップ人は、タビナウの上で、タビナウのなかで、ヤップの風土に適合した法文化を既に形成していた。西欧の地で西欧人が生み出した「法」文化だけが、「法文化」であるのではないことは明らかである。ヤップの「タビナウ」から学ぶべきものは多いと思った。

【参照文献】

- 千葉正士 1995年。「世界の中のアジア法」『比較法雑誌』第29巻 第3号、1-59頁)
 河合利光 1995年。「親族関係のヤム芋モデル」（『園田学園女子大学論文集』30-I、21-44頁)
 須藤健一 1989年。「ミクロネシアの土地所有と社会構造」（『国立民族学博物館研究報告』別冊第6号、141-176頁)
 徳永賢治 1998年。「石貨の眼」（『産業総合研究調査報告書』第6号 第1編、23-41頁）

土地と人間との関係は、親族と人間との関係についてもあてはまる」ことが指摘されている（河合、40頁）。南の島々には、自分の身体の各部分にならって、特定の土地の場所に一定の名前がつけられていることがあるので、よそ者が酋長の「頭」とか「背骨」と象徴的に呼ばれている場所を知らずに侵犯すると、トラブルを招くことになりかねない。

矢崎幸生 1984年。『ミクロネシアの憲法集』暁印書館

Crocombe, R. 1974, "An Approach to the Analysis of Land Tenure Systems" in Land Tenure in Oceania, ed. by Lundsgaarde, H.P., pp.1-17

Mahoney, F. 1958. "Land Tenure Patterns on Yap Island", in Land Tenure Patterns — Trust Territory of the Pacific Islands, vol. I, M. I. pp. 251-287

Rebecca, R.B. 1993. Yap State History, Yap State Department of Education

Sack, P. 1988. "Melanesian Jurisprudence: A "Southern" Alternative ? " in Philosophy of Law in the History of Human Thought, IVR, 12th World Congress, Proceedings—Part I, Franz Steiner Verlag, pp. 91-101